破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８７号
札幌市白石区栄通３丁目２番８号　ロングライフＴ．Ｍ―202号
債務者　菊池　達馬
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１９号
札幌市東区北37条東19丁目１番７号　アットホーム205号
債務者　佐々木康一
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２４号
札幌市南区真駒内上町３丁目２番１―205号
債務者　平賀　美香
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３７号
札幌市北区あいの里４条５丁目25番13―106号
債務者　菊地　　進
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４２号
北海道江別市上江別南町21番地の10
債務者　山崎　順子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６３号
札幌市白石区北郷１条４丁目３番１号
債務者　横山　明浩
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７６号
札幌市白石区菊水５条１丁目４番７―303号
債務者　末永　美月
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１７号
札幌市白石区南郷通３丁目南１番18―102号
債務者　髙橋　神奈（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２７号
札幌市南区澄川４条１丁目１番15―101号
債務者　村井　　力（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
北海道留萌市末広町２丁目３番45号　中本アパート201
債務者　若月　穣二
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第１０号
山形県酒田市若宮町１丁目３番４号
債務者　阿部ひろみ
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第４６号
群馬県高崎市金古町1572番地10　ヴィレッジなかざわ金古Ａ102号
債務者　下田　康幸
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４７号
群馬県高崎市金古町1572番地10　ヴィレッジなかざわ金古Ａ102号
債務者　下田　未菜
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１６１８号
千葉県市川市日之出16番３号
債務者　森　　有紀
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７１号
千葉県市川市田尻４丁目７番20―203号　（エクセレントベル）
債務者　小川　久子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８９号
千葉市花見川区花見川９番９棟302号
債務者　柴田　晴康
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９１号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目４番10号　サンモール203号
債務者　田中才央合（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係